

国民年金保険料には 免除制度があります

国民年金課国民年金係（☎内線2290、2291）

保険料の免除制度とは

国民年金は、加入者である皆さんに保険料（平成23年度月額1万5020円）の納付をしていただくことで成り立っていますが、所得が低いなどの理

由から保険料を納めるのが困難なとき、申請により保険料の納付が免除される「**申請免除**」の制度があります。制度を受けるには、本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ表に示す基準額以下であることが条件です。

免除制度の種類

保険料の免除制度	内 容	月々の保険料額
全額免除制度	保険料の全額が免除	—
4分の3免除制度	保険料の4分の1を納付	3760円
2分の1免除制度	保険料の2分の1を納付	7510円
4分の1免除制度	保険料の4分の3を納付	1万1270円

免除制度の条件

免除の種類 扶養人数	全額免除	一 部 免 除		
		3/4免除	1/2免除	1/4免除
扶養なし	57万円	78万円	118万円	158万円
1人扶養	92万円	116万円	156万円	196万円
2人扶養	127万円	154万円	194万円	234万円
3人扶養	162万円	192万円	232万円	272万円

※一部免除の基準額は扶養親族等控除額、社会保険料控除額などにより変わります。

※一部免除制度は、保険料の一部を免除することで、残りの保険料を納付する制度です。一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じたときに、年金を受け取ることができなくなることがあります。

●国民年金基礎年金の給付の2分の1（平成21年度以前分は3分の1）は国庫負担でまかなわれているため、保険料が免除された期間、老齢基礎年金の計算の際に国庫負担に相当する額が年金額に反映されます。

●免除または猶予された保険料は、10年以内ならば追納することができます。この場合、承認を受けた年度から3年度目以降に納付するときは、経過した年数に応じて、当時の保険料に一定率を乗じた金額が加算されます。

保険料の若年者納付 猶予制度について

保険料免除は、申請者本人の所得が一定額以下であっても、所得が一定額以上の世帯主（親など）と同居している場合には認められません。同居している世帯主の所得にかかわらず、本人、および配偶者の所得が全額免除の範囲以内であれば保険料の納付を先延ばし（10年間）することができます。

●猶予承認期間は障害基礎年金の受給資格期間に算入されます。

●20歳代の方は申請することができません。申請時期、承認期間は免除制度と同じです。



免除・若年者納付猶予を申請するには

Q.平成23年7月～24年6月分の申請期間は？

A.7月から平成24年7月31日までですが、**早めの申請をお願いします。**

★17年度以降に「継続申請」を希望し、その所得が承認基準以内のために全額免除、納付猶予が承認されている方は、改めて申請する必要がありません。退職票などを添付し、退職を理由として承認された方は、更新のために再度申請をする必要があります。

- 申請には**年金手帳**と**はんこ**をお持ちください。
- 所得の申告をされていない方は、申告をしてから申請してください。
ほかの市町村で所得の申告をされた方は、23年度住民税課税証明書が必要です。
- 失業などの理由で申請するときは、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写し（公務員だった方は、退職辞令書の写し）が必要です。
- 保険料の免除申請は随時受け付けていますが、申請が遅れると障害基礎年金などが受給できなくなる場合がありますのでご注意ください。